

建設リサイクル法の実施に関する新潟県指針

平成14年5月

新潟県

目 次

第 1	特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の方向	2
1	地域の特性	1
2	建築物等の現状及び建築物等の解体工事等の状況	3
3	特定建設資材廃棄物の排出量の現状と将来予測	9
4	特定建設資材廃棄物の再資源化の状況及び再資源化施設の立地状況	18
5	産業廃棄物の排出量と最終処分場の状況	20
6	特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本的方向	20
7	関係者の役割	22
8	特定建設資材に係る分別解体等に関する建設工事の規模の基準	24
9	指定建設資材廃棄物（建設発生木材）の再資源化に関する距離の基準	25
第 2	建設資材廃棄物の排出を抑制するための方策	
1	建設資材廃棄物の排出抑制の必要性	27
2	関係者の役割	27
第 3	特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するための方策	
1	特定建設資材廃棄物の再資源化等の目標	28
2	特定建設資材廃棄物の再資源化等の具体的方策	28
3	その他の建設資材廃棄物の再資源化等の具体的方策	29
4	建設資材廃棄物の適正な処理の具体的方策	30
第 4	特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用を促進するための方策	
1	基本的な考え方	31
2	関係者の役割	31
3	公共工事での率先利用	32
第 5	知識の普及及び費用の適正な負担	
1	特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等並びに特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及	33
2	特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の負担	33
	用語の解説	35

建設リサイクル法の実施に関する新潟県指針

本指針は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）における国の基本方針に即し、特定建設資材に係る分別解体等及び再資源化等の促進等の実施に関し新潟県の考え方を示すと共に、その考え方に基づき具体的事項を定めたものである。

第1 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の方向

1 地域の特性

(1) 自然的特性

本県は日本海沿岸のほぼ中央に位置し、その地形は南北に長く、345kmを有する海岸線は変化に富んだ海岸美を形成している。

また、県境は2,000m級の山々によって山形、福島、群馬、長野の4県と接し、県境の山岳にその源を発する多くの河川が日本海に注ぎ、信濃川、阿賀野川、関川等の大河川が広大で肥沃な平野部を形成している。

佐渡は周囲260km、面積855km²で、北に金北山を主峰とする大佐渡山地、南に小佐渡山地が平行して走り、その中央部に国仲平野が広がっている。

一方、本県の気候は、四季の変化が大きく冬には山間部を中心に雪が多く降る日本海側特有の気候である。積雪量は、中越～上越の県境付近で特に多く、海岸部から山間部に向かって増加し、山沿いで2m以上、山間部では4～5mの積雪を見ることもまれではない。

このような自然環境にあつて、国立公園などの自然公園及び自然環境保全地域は51箇所3,192km²におよび、県土面積12,582km²の25.4%となっている。

(2) 社会的特性

本県の人口は、平成12年10月1日現在で2,476千人となっており全国14位となっている。これまでの県人口の推移をみると、昭和30年に一旦ピークを迎えた後、大幅な県外流出によって減少に転じたが、昭和46年を底として再び増加に向かい、平成9年には、これまでの最大の人口数（2,491,874人）を記録した。

しかし、その後は減少傾向にあり、平成11年には社会減に加え自然増減も減少となっており、平成13年度からの新潟県長期総合計画では、平成22年には、2,438千人（平成12年と比べて38千人、1.5%減）となるものと予測している。

(3) 経済的特性

本県における1人当たりの県民所得は平成10年度で2,941千円で、全国平均に比べて163千円低く全国18位となっている。また、就業率は63.3%で、全国平均より2.5ポイント高く全国9位、女性の就業率も51.3%で、同じく4.0ポイント高く全国9位とかなり高い数字を示している。

本県の産業構造についてみると、第一次産業への就業者割合は9.1%と、全国平均の6.0%と比べて3.1ポイント高い。(産業別就業者割合は平成7年度の国勢調査による。以下同じ。)

第二次産業は、就業者割合が36.0%で、全国平均の31.6%より4.4ポイント高く、全国順位も12位と比較的高い。36.0%の内訳は、製造業が23.1%、建設業が12.6%で、建設業の就業者割合は全国3位¹(全国平均は10.3%)と高い割合を占めている。

第三次産業は、就業者割合が54.7%で全国平均の61.8%より7.1ポイント低く、全国順位も36位と低い。

1) 平成8年事業所統計では、本県の全産業従業者に占める建設業従業者の割合は13.3%で全国1位となっている。

(4) 平成22年(平成13年度からの新潟県長期総合計画の最終年)の新潟県

本県の経済成長率は、平成10年から平成22年の期間を平均した年間の成長率を1.5%と見込んでおり、想定した期間の全国の成長率(年間2.0%)よりもやや低くなっている。

一方、県内総生産の実額は、新潟県長期総合計画では平成10年の約9兆880億円から、平成22年には10兆8,880億円に増加する見込みとしている。(19.8%の増)。これを県民一人あたりで見ると、平成10年の366万円から447万円に増加することになる。

表1-1 実質県内総生産額及び1人当り県内総生産

(金額単位:億円)

実質県内総生産額	平成10年		平成12年		平成22年		平成22年/平成10年 伸率(%)
	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	
農林水産業	3.0%	2,743	3.0%	2,734	2.4%	2,636	96.1%
鉱業	0.7%	653	0.7%	647	0.7%	743	113.8%
製造業	21.9%	19,920	22.0%	20,070	23.4%	25,522	128.1%
建設業	14.0%	12,694	13.8%	12,578	11.9%	12,915	101.7%
サービス	60.4%	54,867	60.5%	55,259	61.6%	67,060	122.2%
合計	100.0%	90,877	100.0%	91,288	100.0%	108,876	119.8%
1人当り県内総生産	3,663千円		3,687千円		4,466千円		121.9%

資料) 新潟県長期総合計画

注1) 実質県内総生産額は平成10年価格で表示

2 建築物等の現状及び建築物等の解体工事等の状況

(1) 建築物の現状

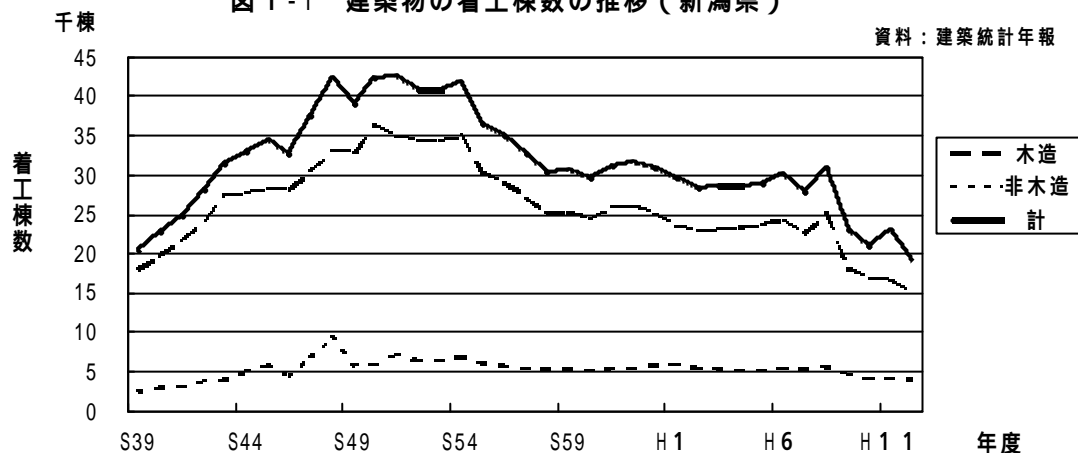
ア 建築物の着工の推移

建築物着工棟数

図1-1のとおり、昭和40年以降の本県の建築物着工棟数は、昭和40年代に大幅に増加し、ピークの昭和48年度には年間4万棟以上が着工されている。4万棟台の高水準は昭和54年度まで続いたが、昭和55年度から減少に転じ、昭和58年度には3万棟にまで減少した。その後、3万棟前後で推移していたが、平成9年度から再び減少に転じ平成12年度には2万棟を割り込む状況となっている。

また、木造・非木造の別では、約8割が木造、残り2割が非木造とほぼ一定の割合で推移している。

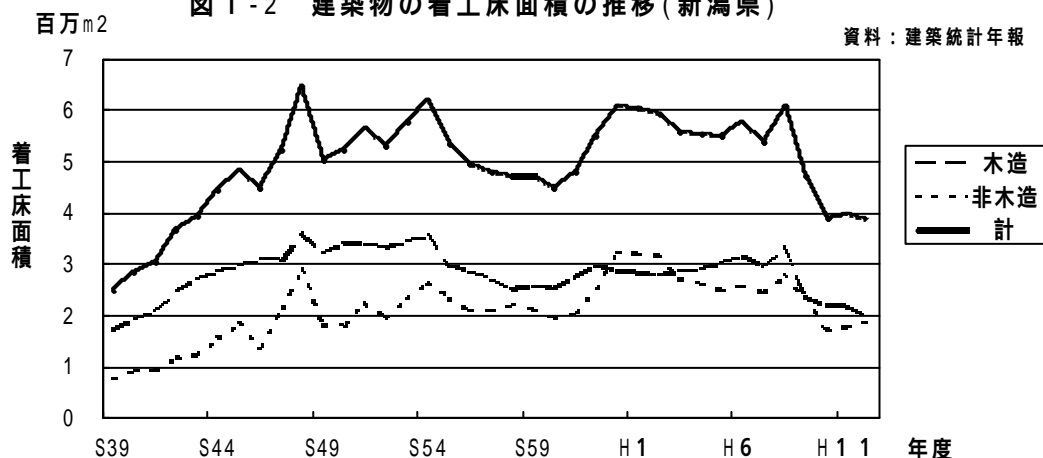
図1-1 建築物の着工棟数の推移（新潟県）



建築物着工床面積

図1-2のとおり、昭和61年度頃までは図1-1の着工棟数と同様に推移しているが、昭和62年度以降は着工棟数と異なり再び上昇に転じている。これは、主として非木造の着工床面積が増加したことによるものである。また、同時期の非木造の着工棟数に大きな変動はなく（図1-1参照）着工床面積だけの増加となっており、このことから1棟当たりの床面積が大きい大規模建築物が増加したものと推察される。

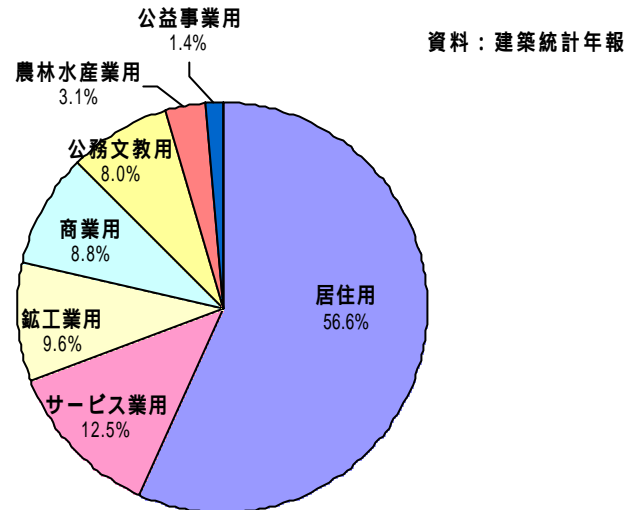
図1-2 建築物の着工床面積の推移（新潟県）



イ 建築物の用途及び構造等
建築物の用途別着工床面積

本県の平成12年度の着工床面積は3,854千㎡、用途別では図1-3のとおり居住用56.6%、非居住用43.4%となっている。

図1-3 建築物の用途別着工床面積（新潟県・平成12年度）



建築物の構造別着工床面積

本県の平成12年度の構造別着工棟数割合は、木造79.0%、非木造21.0%、構造別着工床面積割合は、図1-4のとおり木造50.8%、非木造49.2%となっている。

また、1棟当たりの平均着工床面積は、表1-2のとおり木造130㎡、非木造471㎡となっている。

図1-4 建築物の構造別着工床面積（新潟県・平成12年度）

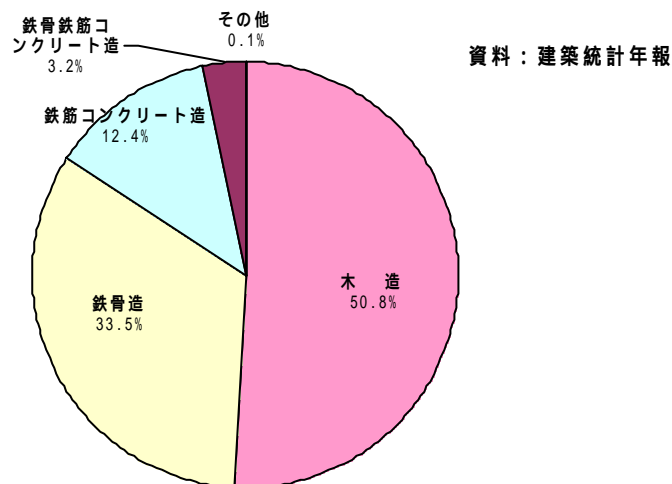


表1-2 建築物の1棟当たり平均着工床面積（新潟県・平成12年度）

木造	非木造
130㎡	471㎡

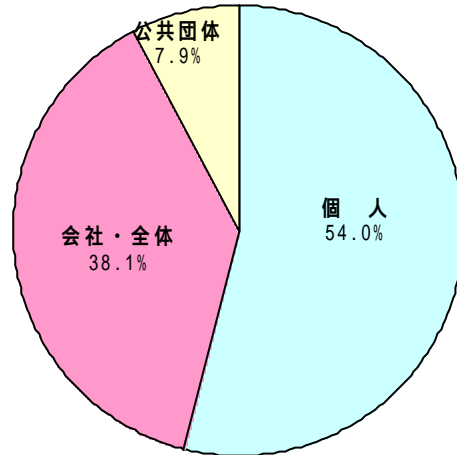
資料）建築統計年報

建築物の建築主別着工床面積

本県の平成12年度の建築主別着工床面積割合は、図1-5のとおり個人 54.0%、会社・団体38.1%、公共団体7.9%となっている。

図1-5 建築物の建築主別着工面積（新潟県・平成12年度）

資料：建築統計年報



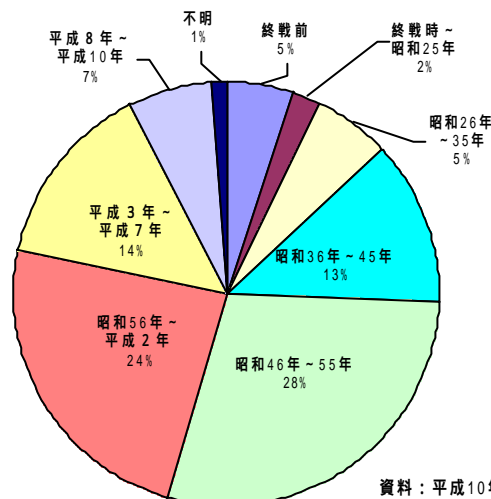
ウ 住宅の現況

建築物のうち着工床面積の半数以上を占める住宅に着目すると、本県の平成10年の住宅総数は84.4万戸で、総世帯数の76.6万戸を1割以上上回っている。

また、平成10年における持家率は75.2%(全国平均60.3%)、1戸当たり延べ床面積は136㎡(全国平均93㎡)と、全国平均を大きく上回る高水準にある。

しかし、図1-6のとおり建築年代別の戸数をみると、昭和55年以前に建築された住宅が半数以上を占めている。

図1-6 建築年代別住宅数の割合（新潟県）



資料：平成10年住宅・土地統計年報

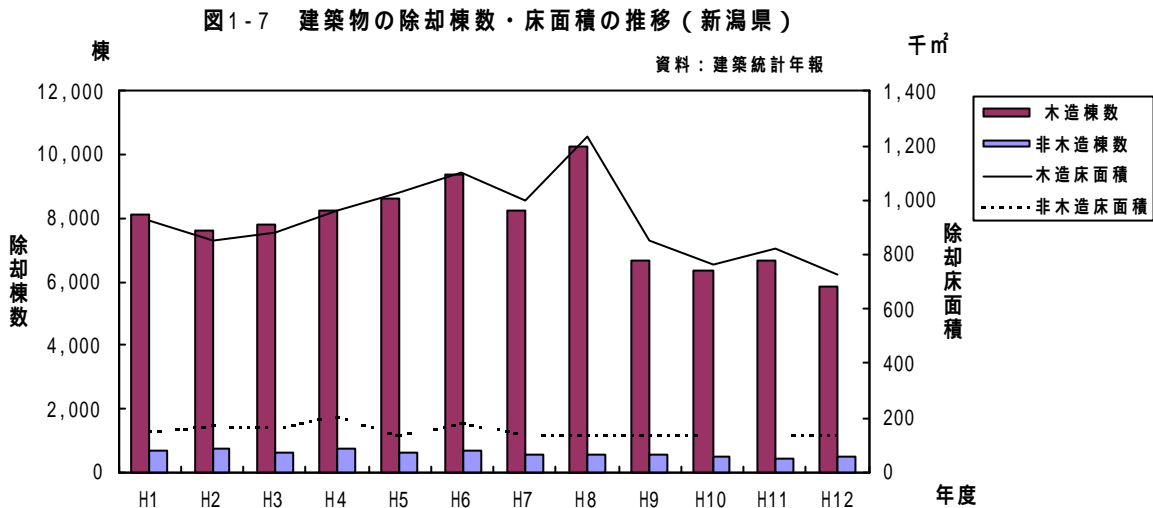
(2) 建築物解体工事の状況

建築物除却棟数の推移

本県の建築物について、最近の除却棟数の推移を見ると、図1-7のとおり、木造に関しては平成8年度をピークに減少しており平成12年度は5,838棟、非木造に関しても平成4年度以降減少傾向にあり平成12年度には477棟となっている。

建築物除却床面積の推移

と同様に、建築物の除却床面積の推移をみると、図1-7のとおり木造に関しては平成8年度の1,232千㎡をピークに減少しており平成12年度には726千㎡、非木造に関しても平成4年度の204千㎡をピークに減少し平成12年度には132千㎡となっている。



除却建築物の構造別割合等

本県の除却建築物を構造別にみると、表1-3のとおり木造建築物が棟数で9割以上、床面積でも8割以上を占めている。

また、除却建築物1棟当たりの平均床面積は、表1-4のとおり木造が124㎡、非木造が277㎡となっている。

表1-3 除却建築物の構造別割合(新潟県・平成12年度)

棟数(木造:非木造)	床面積(木造:非木造)
92.4:7.6	84.6:15.4

資料) 建築統計年報

表1-4 除却建築物の1棟当たり平均床面積(新潟県・平成12年度)

木造	非木造
124㎡	277㎡

資料) 建築統計年報

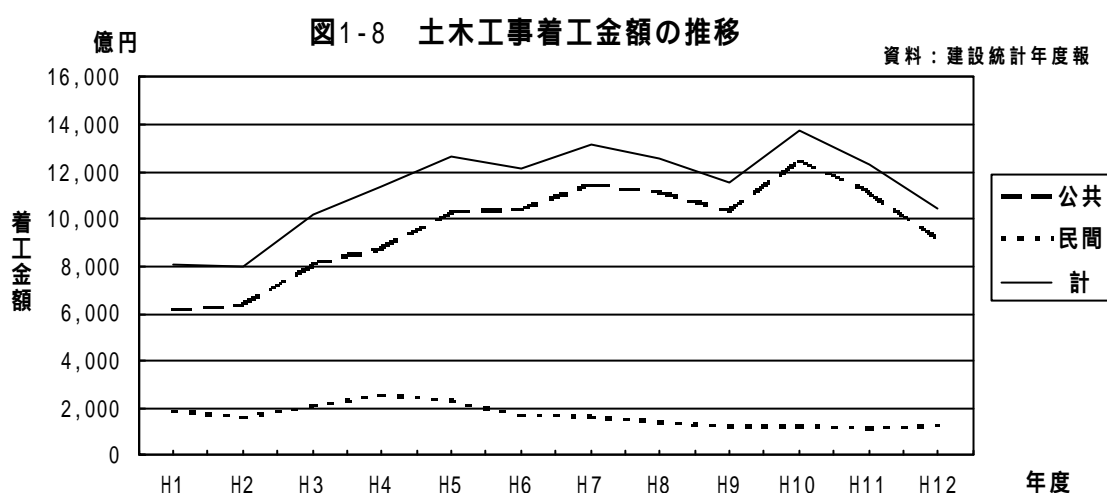
(3) 土木工作物の現状

ア 土木工事投資額の推移

本県の土木工事着工金額の推移を見ると、図1-8のとおり公共土木工事に関しては、平成3年度以降経済対策として数回に渡り補正予算が組まれたこともあり増加傾向にあったが、平成11年度、平成12年度と減少に転じている。

民間土木工事に関しては、平成4年度をピークに減少傾向にあり、平成12年度の着工金額は平成4年度の48.9%となっている。

また、全体金額に占める公共土木工事の割合は、平成12年度で88.0%（土木工事計10,426億円に対し公共土木工事9,173億円）となっている。



イ 公共施設等の整備状況

本県において、建設資材廃棄物の排出及び再利用に影響のある主要な公共施設の整備状況は、下記のとおり平成12年度末現在で河川改修率43.9%、県道改良率74.3%、下水道普及率44.7%となっている。

河川整備の状況

表1-5 新潟県の河川整備状況

平成12年度末現在

要改修延長 (A)	改修済み延長 (B)	河川改修率 (B / A)
3,117.7km	1,367.2km	43.9%

資料) 県河川管理課

注1) 本表は県管理分を対象としており国管理分は含まない。

道路整備の状況

表1-6 新潟県の高速度道路整備の状況

平成12年度末現在

路線名	起点	終点	計画全長	県内				
				基本計画	整備計画	供用延長	供用率	
北陸道自動車道	新潟市	米原町	487km	196km	196km	196km	100%	
関越自動車道	新潟線	東京都	新潟市	246km	92km	92km	92km	100%
	上越線	東京都	上越市	203km	34km	34km	34km	100%
東北横断自動車いわき新潟線	いわき市	新潟市	213km	61km	61km	61km	100%	
日本海沿岸東北自動車道	新潟市	青森市	322km	89km	58km	0km	0%	
合計				472km	441km	383km	81%	

資料) 県道路建設課

表1-7 新潟県の道路整備の状況(高速道路を除く)

平成12年度末現在

道路種別	一般国道	県道	市町村道
実延長	2,009km	4,649km	29,388km
改良率	91.0%	74.3%	56.1%
舗装率	97.9%	96.1%	69.0%

資料) 県道路建設課

注1) 改良率: 実道路延長に対し車道幅員が5.5m以上確保されている道路(旧規格で改良された5.5m未満の道路を含む)延長の割合

注2) 一般国道には国管理分を含む

公園整備の状況

本県において、平成12年度末現在で開園している都市公園は1,491箇所、面積約1,945ha、1人当たりの公園面積は約9.0m²(全国平均8.1m²)となっている。

また、その中の1つに、平成10年7月に一部開園した国営越後丘陵公園がある。

下水道整備の状況

本県の平成12年度末現在の下水道普及率(下水道処理区域内人口/新潟県総人口)は、44.7%(全国62%)となっている。

3 特定建設資材廃棄物の排出量の現状と将来予測

(1) 特定建設資材廃棄物の排出量の現状

ア 特定建設資材廃棄物の排出量の実態把握方法

建設副産物実態調査

建設工事を対象として、全国規模で実施される建設副産物実態調査（5年毎）により、特定建設資材廃棄物¹の排出量を把握する。

なお、建設副産物実態調査では、民間工事を含めて全ての工事のデータを漏れなく回収することが困難なため、回答のあった工事を使って、それが全体工事に占める割合により県内全体の総排出量を推計している。また、その推計には、原単位法を用いている。

1) 法律で分別解体等及び再資源化等が義務付けられる、コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊の3品目

表1-8 平成12年度建設副産物実態調査の工事補足率

工事区分	土木工事		建築物新築工事		建築物解体工事	
	公共	民間	木造	非木造	木造	非木造
新潟県	39.2%	51.3%	2.4%	50.2%	2.6%	44.4%
全国平均	35.9%	50.9%	2.0%	42.6%	2.5%	29.1%

注1) 工事補足率 = 回答のあった工事の合計工事量（土木工事は金額、建築工事は床面積）/母集団全体の工事量（土木工事は金額、建築工事は床面積）

原単位法による排出量の推計方法

原単位法は、下記のとおり原単位に母集団（統計値等）を乗じて総量を推計する方法である。

$$\text{総量} = \text{原単位} (A) \times \text{母集団} (B)$$

この計算式を用いて、各工事区分別、特定建設資材廃棄物別に下記によりに排出量を推計する。また、建設副産物実態調査の結果に基づき、工事区分別排出量のうち他の工事と比較して極端に排出量が少ない工事（コンクリート塊における木造建築物新築工事、アスファルト・コンクリート塊における木造建築物新築工事及び木造建築物解体工事）については推計対象外としている。

土木工事

原単位（A）：工事金額1億円当たりの排出量（建設副産物実態調査結果）

母集団（B）：年間の総工事金額（公共工事は公共事業施工対策協議会、民間工事は民間土木着工統計の工事金額を基本として、建設副産物実態調査結果によりそれを補完した金額。したがって、図1-8の建設統計年度報の金額とは一致しない）

建築物新築工事

原単位（A）：着工床面積1㎡当たりの排出量（建設副産物実態調査結果）

母集団（B）：年間の総建築物着工床面積（建築統計年報）

建築物解体工事

原単位（A）：除却床面積1㎡当たりの排出量（建設副産物実態調査結果）

母集団（B）：年間の総建築物除却床面積（建築統計年報）

イ 特定建設資材廃棄物の排出量

コンクリート塊の排出量

本県の平成12年度における建設工事からのコンクリート塊排出量は、表1-9のとおり999千tとなっており、そのうち公共土木工事からの排出量が59%、建築物解体工事からの排出量が木造と非木造を合わせて31%となっている。

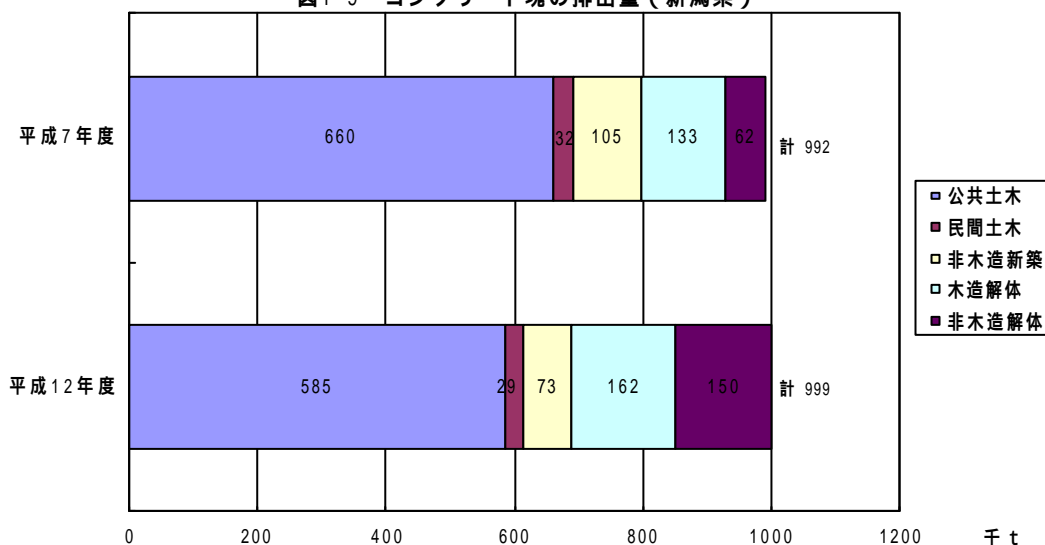
また、平成7年度と比較すると、排出量の増減はないが、公共土木工事からの排出量が11%減少（660千t → 585千t）し、建築物解体工事からの排出量は60%増加（195千t → 312千t）している。公共土木工事からの排出量の減少は、工事量が平成7年度と比較して15%減少（9,190億円 → 7,807億円）したことによるものである。また、建築物解体工事からの排出量の増加は、単位除却床面積当たりの排出量（原単位）が木造建築物で1.7倍（0.1334 t/m² → 0.2231 t/m²）、非木造建築物で2.5倍（0.4504 t/m² → 1.1332 t/m²）と大きく増加したことによるものである。

表1-9 コンクリート塊の排出量（新潟県・平成12年度）

工事区分	年度	原単位		母集団 (B)	排出量(千t) (A×B)	全体量に占める各工事の排出割合(%)	
		新潟県(A)	全国				
土木工事	公共	H 7	71.817		9,190	660	67%
		H 12	74.933 t/億円	69.102	7,807 億円	585	59%
	民間	H 7	41.683		768	32	3%
		H 12	61.149 t/億円	46.715	474 億円	29	3%
建築物新築工事	非木造	H 7	0.0429		2,448	105	11%
		H 12	0.0385 t/m ²	0.0346	1,896 千m ²	73	7%
建築物解体工事	木造	H 7	0.1334		997	133	13%
		H 12	0.2231 t/m ²	0.2206	726 千m ²	162	16%
	非木造	H 7	0.4504		138	62	6%
		H 12	1.1332 t/m ²	0.8234	132 千m ²	150	15%
計	H 7					992	100%
	H 12					999	100%

資料) 平成7年度、平成12年度建設副産物実態調査

図1-9 コンクリート塊の排出量（新潟県）



建設発生木材の排出量

本県の平成12年度における建設発生木材の排出量は、表1-10のとおり151千tとなっており、そのうち木造建築物解体工事からの排出量が56%と半数以上を占めている。

また、平成7年度と比較すると平成12年度は排出量が半減（300千t → 151千t）している。排出量減少の大部分は、木造建築物解体工事からの排出量の減少によるものである。木造建築物解体工事からの排出量は、平成7年度の217千tに対し85千tと、排出量で132千t、排出割合で61%減少している。この減少の内訳をみると、工事量（除却床面積）の減少が27%（997千㎡ → 726千㎡）、単位除却床面積当たりの排出量（原単位）の減少が46%（0.2177 t/㎡ → 0.1171 t/㎡）となっている。

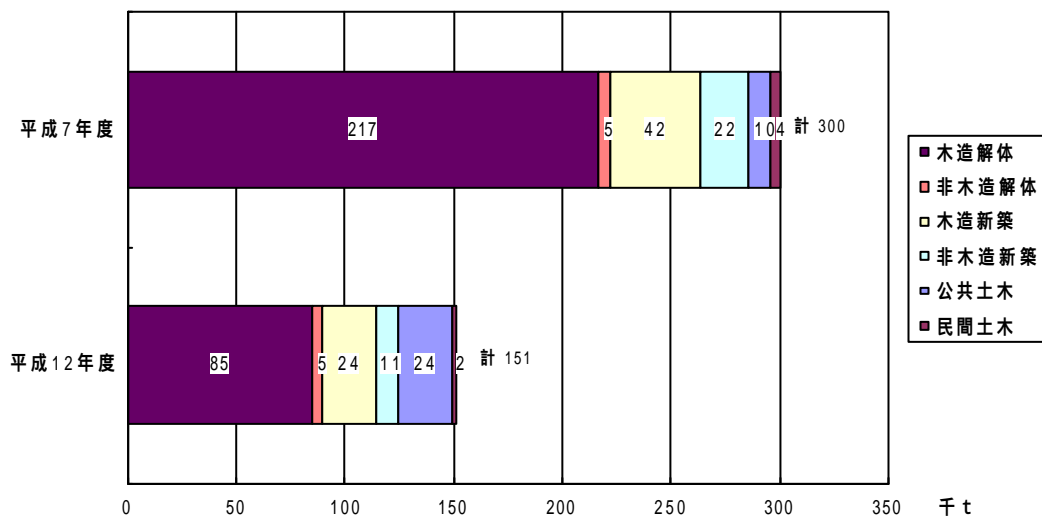
表1-10 建設発生木材の排出量（新潟県・平成12年度）

工事区分	年度	原単位		母集団 (B)	排出量(千t) (A×B)	全体量に占める各工事の排出割合(%)	
		新潟県(A)	全国				
土木工事	公共	H 7	1.088		9,190	10	3%
		H 12	3.074 t/億円	4.183	7,807 億円	24	16%
	民間	H 7	5.210		768	4	1%
		H 12	4.217 t/億円	2.735	474 億円	2	1%
建築物 新築工事	木造	H 7	0.0143		2,945	42	14%
		H 12	0.0123 t/㎡	0.0121	1,959 千㎡	24	16%
	非木造	H 7	0.0090		2,448	22	7%
		H 12	0.0058 t/㎡	0.0039	1,896 千㎡	11	7%
建築物 解体工事	木造	H 7	0.2177		997	217	72%
		H 12	0.1171 t/㎡	0.1032	726 千㎡	85	56%
	非木造	H 7	0.0363		138	5	2%
		H 12	0.0387 t/㎡	0.0281	132 千㎡	5	3%
計	H 7					300	100%
	H 12					151	100%

資料) 平成7年度、平成12年度建設副産物実態調査

注1) 上表には特定建設資材廃棄物に該当しない根株等を含む。

図1-10 建設発生木材の排出量（新潟県）



アスファルト・コンクリート塊の排出量

本県の平成12年度における建設工事からのアスファルト・コンクリート塊の排出量は、表1-11のとおり870千tとなっており、そのうち公共土木工事からの排出量が96%と大部分を占めている。

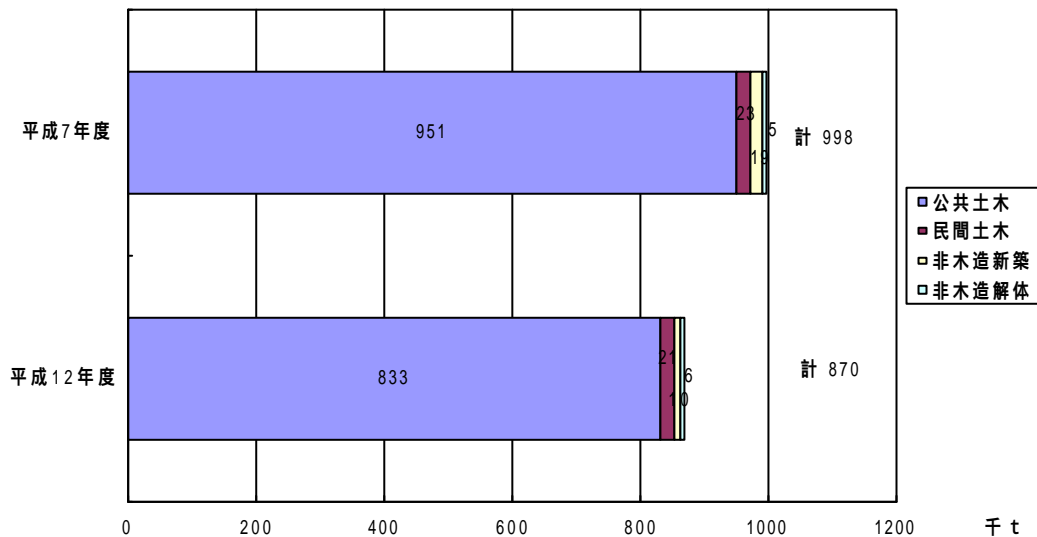
また、平成7年度と比較すると、排出量で128千t（998千t - 870千t）、排出割合で13%減少している。排出量の減少は、排出量の96%を占める公共土木工事の工事量が平成7年度と比較して、15%減少（9,190億円 - 7,807億円）したことによるものである。

表1-11 アスファルト・コンクリート塊の排出量（新潟県・平成12年度）

工事区分	年度	原単位		母集団 (B)	排出量(千t) (A×B)	全体量に占める各工事の排出割合(%)	
		新潟県(A)	全国				
土木工事	公共	H 7	103.482		9,190	951	95%
		H 12	106.700 t/億円	112.24	7,807 億円	833	96%
	民間	H 7	29.960		768	23	2%
		H 12	44.280 t/億円	44.832	474 億円	21	2%
建築物新築工事	非木造	H 7	0.0078		2,448	19	2%
		H 12	0.0053 t/m ²	0.0066	1,896 千m ²	10	1%
建築物解体工事	非木造	H 7	0.0363		138	5	1%
		H 12	0.0453 t/m ²	0.0341	132 千m ²	6	1%
計	H 7					998	100%
	H 12					870	100%

資料) 平成7年度、平成12年度建設副産物実態調査

図1-11 アスファルト・コンクリート塊の排出量（新潟県）



(2) 特定建設資材廃棄物の排出量の将来予測

特定建設資材廃棄物の排出量の現状をもとに、将来の排出量を予測する。

ア 予測方法

目標年度

平成22年度（概ね10年後、国の基本方針における再資源化等の目標年度）

予測の手法

平成12年度の建設副産物実態調査の排出原単位と、将来の各工事ごとの工事量を過去の実績値等から回帰式等で推計し、その2つを乗じて（原単位法）目標年度の排出量を求める。

建築工事の工事量（床面積）の推計

平成元年から平成12年までの実績値をもとに対数回帰¹により目標年度の床面積を推計する。

1) 対数回帰：今回の予測に用いる過去年度の実績値（床面積）が比較的変動が大きいこと、使用する実績値の年数（12年間）に比して長期（10年後）を予測することから、直線回帰を使うと実態と乖離した極端な傾向を示す恐れがあるため、緩やかな変動傾向を示す対数回帰を採用する。

土木工事（着工金額）の推計

バブル経済の崩壊以降、数次にわたる経済対策が実施され、公共工事についての追加投資が行われてきた。このため、補正予算が恒常化してきた経緯があり、補正予算を含んだ過去の工事量から将来を推計することは公共工事が大部分の土木工事では適当でないと考えた。そのため、（財）建設経済研究所発行の「建設市場の中長期予測」を用いることとし、政府建設投資の予測を公共土木工事に、民間土木投資の予測を民間土木工事に適用することとした。

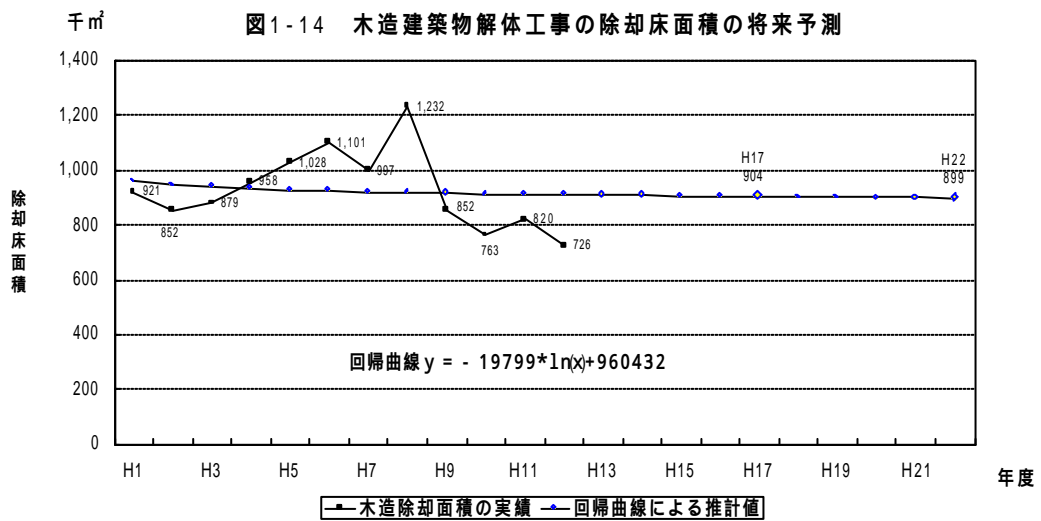
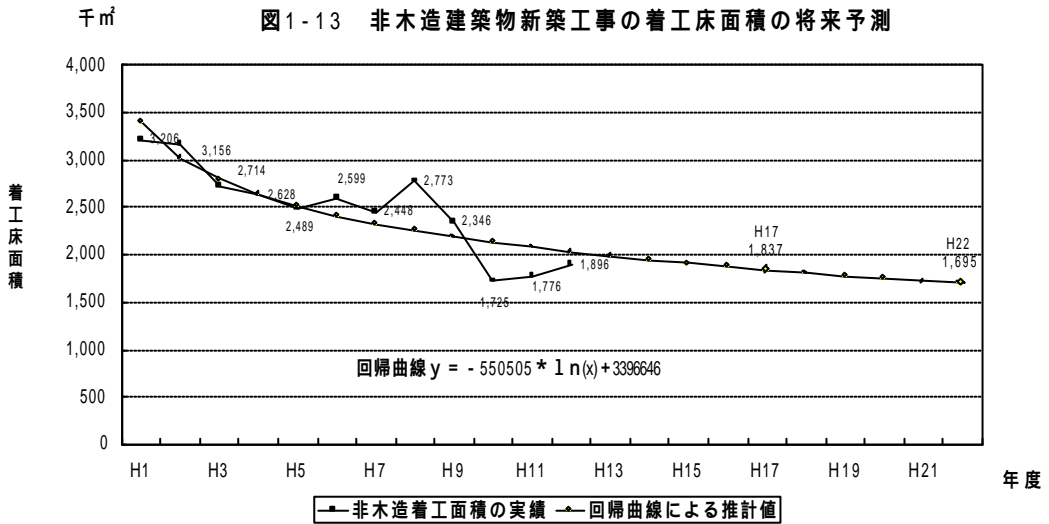
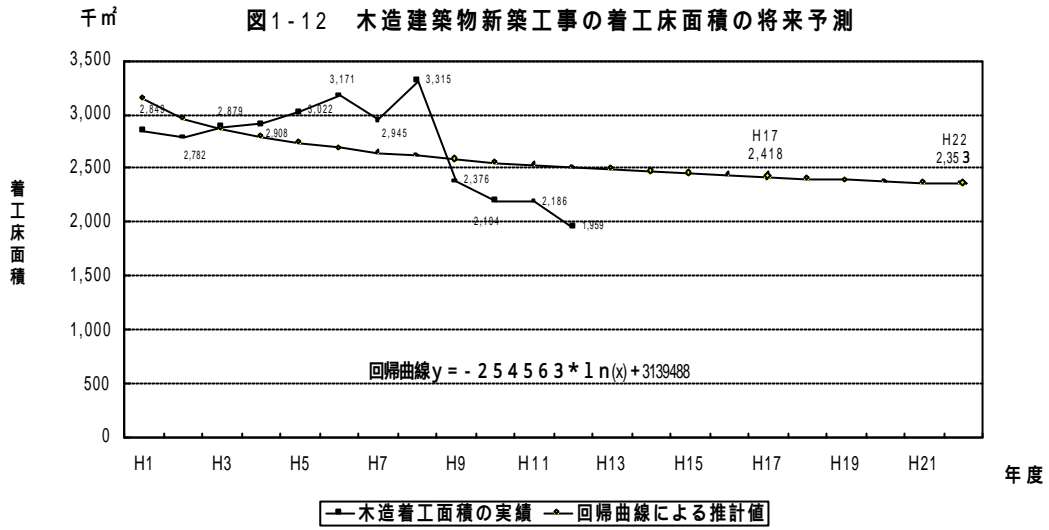
表1-12 建設市場の中長期予測（全国）

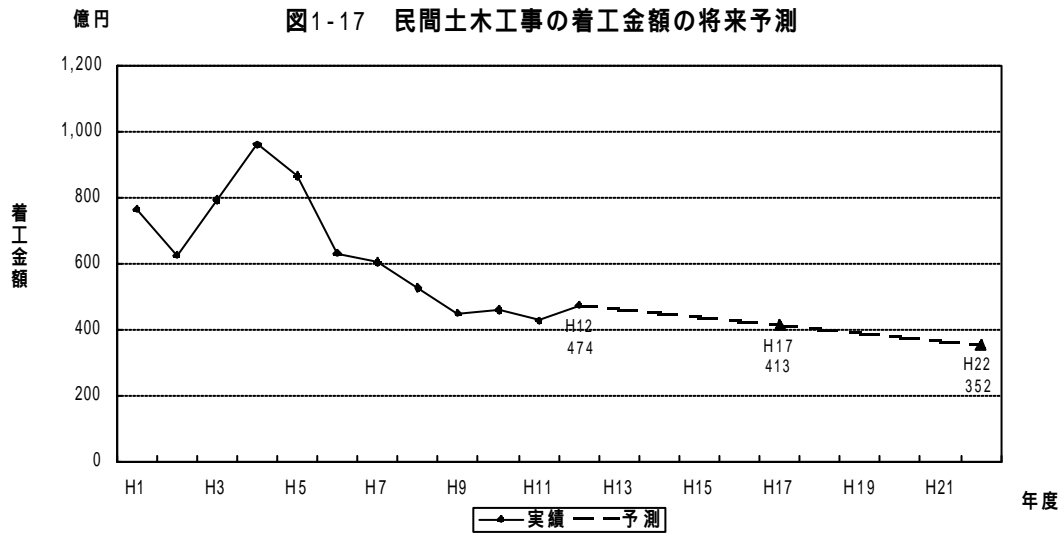
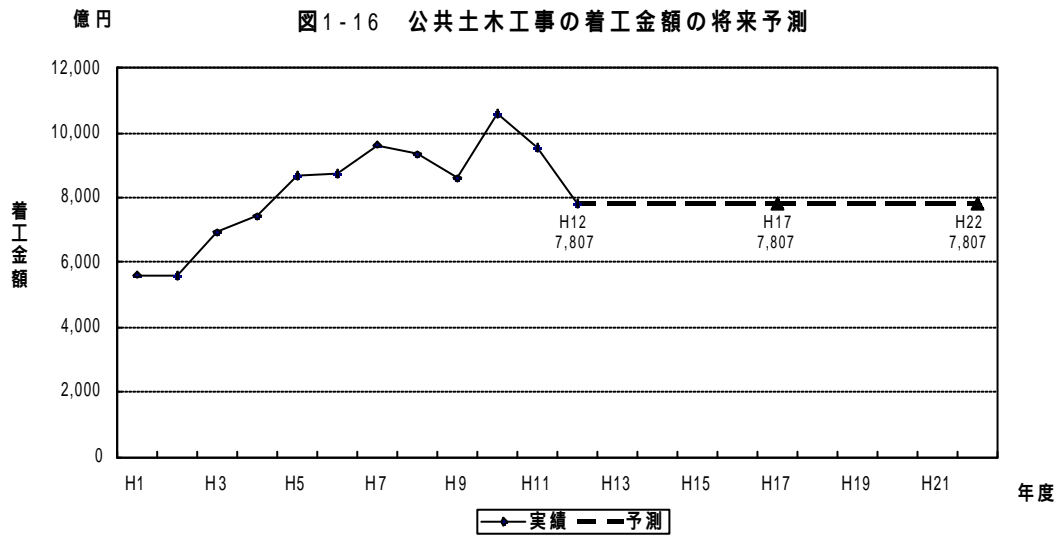
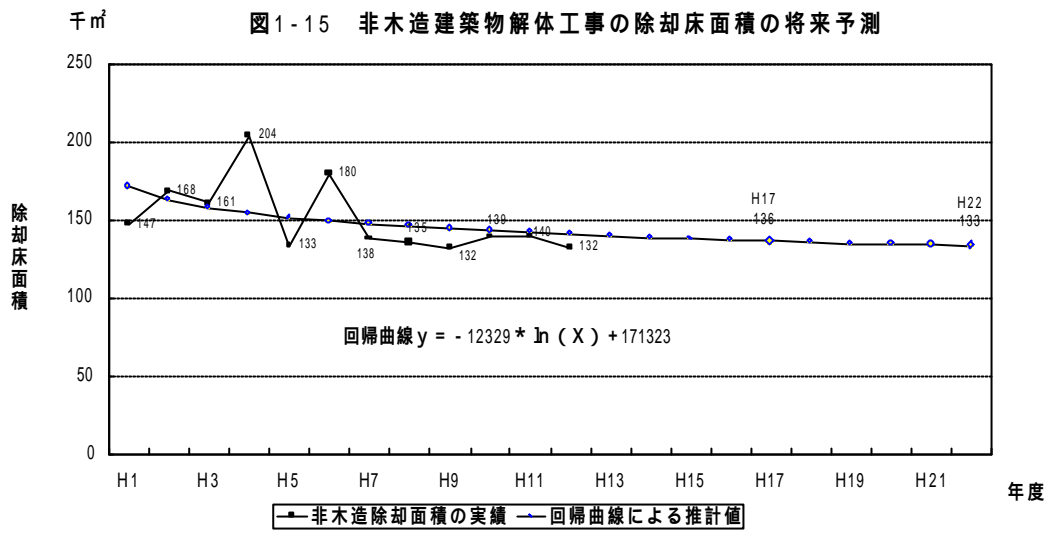
（金額単位：兆円）

	平成12年度（A）	平成22年度（B）	（B）/（A）
政府建設投資	27.8	27.8	1.0000
民間土木投資	9.3	6.9	0.7419

資料）（財）建設経済研究所

イ 工事量の将来推計



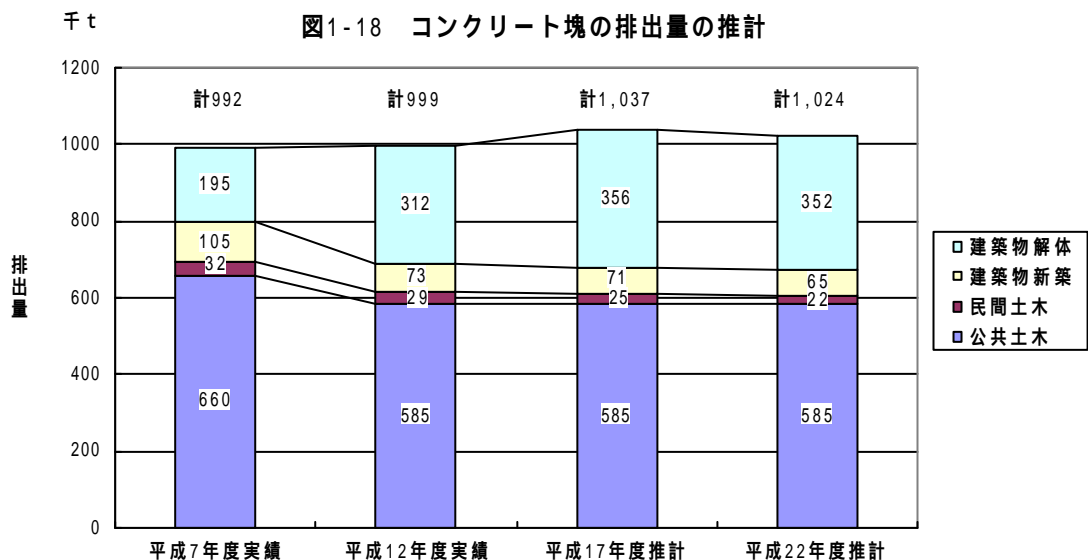


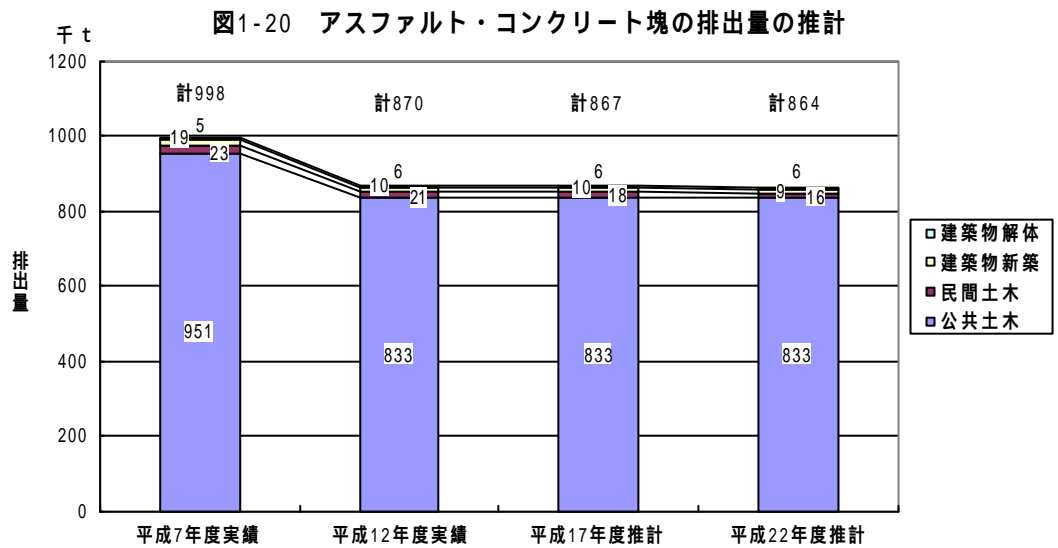
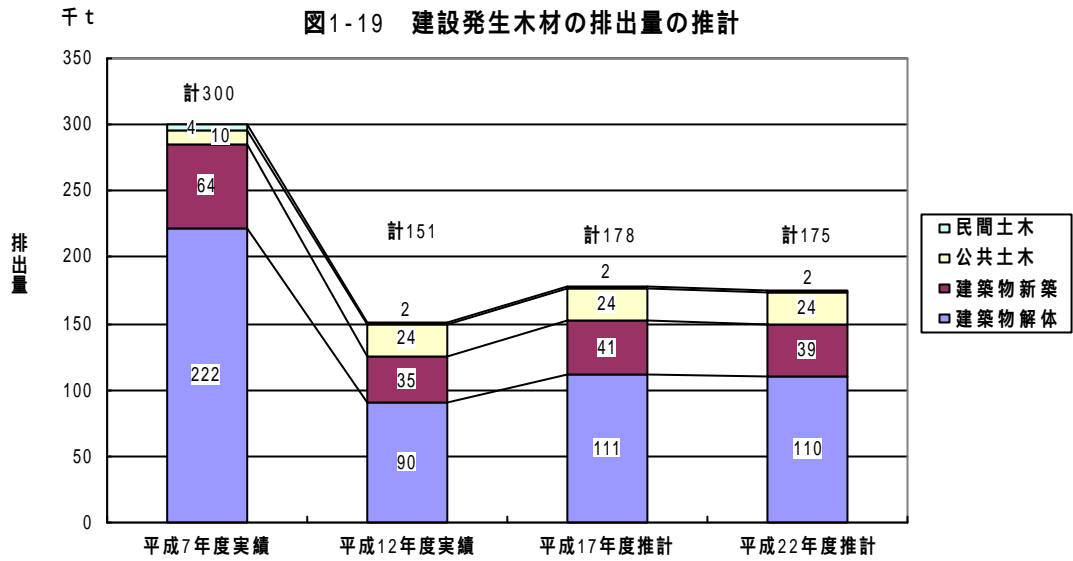
ウ 特定建設資材廃棄物の排出量の将来予測

イで推計した各工事別の工事量の推計値と平成12年度建設副産物実態調査の各工事別排出原単位を乗じて、表1-12のとおり目標年度の排出量を予測した。その結果、平成22年度の特定建設資材廃棄物の排出量は、コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊の3品目とも平成12年度とほぼ同水準の排出量になると予測される。

表1-12 特定建設資材廃棄物の排出量の将来予測

特定建設資材廃棄物			コンクリート塊		建設発生木材		アスファルト・コンクリート塊				
工事区分	年度	母集団 (B)	原単位 (A1)	排出量(千t) (A1×B)	原単位 (A2)	排出量(千t) (A2×B)	原単位 (A3)	排出量(千t) (A3×B)			
土木工事	公共	H12	7,807	74.933 t/億円	585	3.074 t/億円	106.700 t/億円	833			
		H17	7,807						585	24	833
		H22	7,807 億円						585	24	833
	民間	H12	474	61.149 t/億円	29	4.217 t/億円	44.280 t/億円	21			
		H17	413						25	2	18
		H22	352 億円						22	1	16
建築物 新築工事	木造	H12	1,959	0.0123 t/m ²	0	0.0123 t/m ²	0	0			
		H17	2,418						0	30	0
		H22	2,353 千m ²						0	29	0
	非木造	H12	1,896	0.0385 t/m ²	73	0.0058 t/m ²	0.0053 t/m ²	10			
		H17	1,837						71	11	10
		H22	1,695 千m ²						65	10	9
建築物 解体工事	木造	H12	726	0.2231 t/m ²	162	0.1171 t/m ²	85	0			
		H17	904						202	106	0
		H22	899 千m ²						201	105	0
	非木造	H12	132	1.1332 t/m ²	150	0.0387 t/m ²	0.0453 t/m ²	6			
		H17	136						154	5	6
		H22	133 千m ²						151	5	6
計	H12			999		151		870			
	H17			1,037		178		867			
	H22			1,024		175		864			





4 特定建設資材廃棄物の再資源化の状況と再資源化施設の立地状況

(1) 特定建設資材廃棄物の再資源化率

本県の特定建設資材廃棄物の再資源化¹率は、平成12年度の建設副産物実態調査結果によれば、表1-13のとおりコンクリート塊とアスファルト・コンクリート塊は99%と高水準にあるが、建設発生木材は17%と低迷している。

建設発生木材が低迷している主な要因は、再資源化によって得られたものの利用先が十分に確保されていないことにあると考えられる。

1) 建設リサイクル法において建設資材廃棄物の「再資源化」とは次に掲げる行為をいう。

資材又は原料として利用すること（建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為。
燃焼の用に供することができるもの又はその可能性があるものについて、熱を得ることに利用することができる状態にする行為。

表1-13 特定建設副産物廃棄物の再資源化率（新潟県）

特定建設資材廃棄物	平成7年度		平成12年度	
	新潟県	全国平均	新潟県	全国平均
コンクリート塊	77%	65%	99%	96%
建設発生木材	29%	40%	17%（84%）	38%（83%）
アスファルト・コンクリート塊	93%	81%	99%	98%

資料) 平成7年度、平成12年度建設副産物実態調査

注1) 再資源化率は工事現場から排出された特定建設資材廃棄物の重量に対する再資源化されたものの重量の百分率)

注2) ()は縮減(焼却等)を含んだ率

(2) 特定建設資材廃棄物に係る再資源化施設の立地状況

ア 地域別再資源化施設の立地状況

本県の特定建設資材廃棄物に関する再資源化施設の立地状況は、平成12年度末現在で表1-14のとおりである。

このうち、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の再資源化施設については県内6つの広域連携圏（新潟県長期総合計画で設定している地域単位）全てに立地している。

木材の再資源化施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）上の許可を有する施設は魚沼地域と佐渡地域には立地していない。しかし、魚沼地域には廃棄物処理法上の許可を要しない自社物のみ処理可能な施設が平成13年8月末時点で2施設ある。また、佐渡地域については、建設廃材の共同処分を目的として平成13年6月に設立した協同組合が平成14年度中の木材再資源化開始を目指している。これらを考慮すれば、木材についても平成14年度内には6つの広域連携圏全てに再資源化施設が立地することとなる。

表1-14 新潟県の地域別再資源化施設の立地状況

平成12年度末現在

地域区分 (広域連携圏)	下越	新潟	中越	魚沼	上越	佐渡	県内計
コンクリート塊	15	9	15	8	7	1	55
木材	6	3	4	0	3	0	16
アスファルト・ コンクリート塊	4	10	4	5	9	2	34

資料) コンクリート塊：県技術管理課、アスファルト・コンクリート塊：新潟県合材協会、木材：県廃棄物対策課

注1) 上記施設は、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物処分量の許可を有し、かつ再資源化を既に実施あるいは再資源化が可能なことを各調査主体が確認した施設。

注2) 木材の再資源化施設については、施設設置許可が必要な処理能力5t/日以上以上の施設を対象とし、焼却のための前処理を前提とした破碎処理施設を除いた。

図1-21 新潟県の木材再資源化施設立地状況



注1) は表1-14の16施設(平成12年度末現在における許可施設)

イ 再資源化施設の処理能力

本県の平成12年度末現在の特定建設資材廃棄物の年間排出量と、これに対する再資源化施設の処理能力を比較すると、表1-15のとおり3品目とも処理能力が年間排出量を大幅に上回っている。このことから、本県における特定建設資材廃棄物に関する再資源化施設の処理能力は、単純に県内全体で判断すると3品目とも充足していると考えられる。

表1-15 新潟県の再資源化施設の処理能力と排出量

平成12年度末現在 単位：万t

	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊	木材
建設工事からの年間排出量(A)	100	87	15
再資源化施設処理能力計(B)	622	305	40
年間排出量/施設処理能力計(A/B)	0.16	0.29	0.38

資料) 再資源化施設の処理能力は表1-14と同じ調査主体の調べ、年間排出量は平成12年度の建設副産物実態調査結果

注1) 処理能力の算定は、年間240日・1日当たり8時間の稼働、木材の単位体積重量0.5t/m³として計算した。

5 産業廃棄物の排出量と最終処分場の状況

本県の平成10年度産業廃棄物の総排出量は、表1-16のとおり791万tで、そのうち建設業からの排出量の割合は23.0%（全国平均19.4%）となっている。¹⁾

また、本県の産業廃棄物最終処分量は41万tで、総排出量に占める最終処分量の割合は5.2%となっている。

施設面においては、本県の産業廃棄物最終処分場の残余年数は、平成10年度末で10.5年となっており、全国平均（3.3年）を大きく上回っている。これは、平成10年度に整備が完了した公共関与の管理型最終処分場「エコパークいずもざき」によるところが大きい。また、今後、エコパークいずもざきと同様に公共関与の廃棄物処理施設を上越と下越に設置する計画がある。

1) 調査主体、調査方法が異なるため建設副産物実態調査の結果とは排出量が一致しない。

表1-16 産業廃棄物の排出量と最終処分場の残余年数

平成10年度末現在

	新潟県	全国
産業廃棄物総排出量	791万t	40,800万t
建設業からの排出量割合	23.0%	19.4%
最終処分量	41万t	5,800万t
産業廃棄物最終処分場残余年数	10.5年	3.3年

資料) 県分：県廃棄物対策課、全国分：環境省

6 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本的方向

(1) 新潟県の産業廃棄物処理計画とその取組

本県では、「健全で恵み豊かな環境の確保と継承」を実現するため、平成7年7月に新潟県環境条例を制定した。その後、条例の基本理念の実現に向け、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成9年3月に新潟県環境基本計画を策定した。この計画において、資源の循環利用と廃棄物の適正処理を基盤施策の1つに位置付けており、廃棄物の減量化と再資源化を進めていくこととしている。

また、廃棄物処理法に基づき策定した平成13年度からの第一次新潟県廃棄物処理計画では、平成11年9月に国が定めた「廃棄物の減量化の目標量」に準拠し、平成22年度における産業廃棄物最終処分量を平成8年度比で半減化することを目標としている。

(表1-17参照)

この目標を達成するため、平成13年度からの新潟県長期総合計画において、6つの未来戦略の1つとして「資源再生・ごみ半減戦略」を策定し、多方面からの取組を実施している。

その中で建設分野においては、建設発生木材とアスファルト・コンクリート塊の再利用促進を図るため、再資源化により得られた物の利用促進策の検討や、公共工事での実用化を図るための試験施工などを行うこととしている。これらの取組により、建設分野におけるリサイクルを促進し、建設分野からの最終処分量を削減することで目標の達成に寄与することとしている。

表1-17 産業廃棄物排出量の予測値と目標量（新潟県）

単位：千t

	平成10年度	平成17年度			平成22年度		
	実績値	予測値	目標値	削減目標値	予測値	目標値	削減目標値
排出量	7,911	8,426	8,334	92	8,824	8,696	128
リサイクル量	3,472	3,821	3,968	147	3,900	4,203	303
リサイクル率	43.9%	45.3%	47.6%	- -	44.2%	48.3%	- -
埋立処分量	413	438	333	105	451	297	154
埋立処分率	5.2%	5.2%	4.0%	- -	5.1%	3.4%	- -

資料）県廃棄物対策課：第一次新潟県廃棄物処理計画

(2) 建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の考え方

このような状況にある本県において、建設資材に係る廃棄物・リサイクル対策の基本的な考え方は、循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）の考え方を原則とし、次のとおりとする。

まず、発生抑制に努めなければならない。

次に、再使用をすることができるものについては、再使用を行わなければならない。

、の措置を行った後に、再生利用をすることができるものについては、再生利用を行わなければならない。

が困難な場合で熱回収をすることができるものは、熱回収をしなければならない。

上記いずれの措置も行われぬものについては、適正に最終処分しなければならない。

なお、上記の措置については、廃棄物処理法に基づいた適正な処理を行わなければならない。

(3) 特定建設資材に係る分別解体等の促進についての基本的方向

特定建設資材に係る分別解体等の実施により特定建設資材廃棄物をその種類ごとに分別することを確保し、特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するためには、特定建設資材に係る分別解体等が省令で定める分別解体等の基準に従い適正に実施される必要がある。

また、特に施工に当たって大量の建設資材廃棄物を排出することとなる解体工事については、最新の知識及び技術を有する者による施工が必要であるため、解体工事を施工する者の知識及び技術の向上が重要であるほか、このような技術を有する者に関する情報の提供、適切な施工の監視、監督等を行う必要がある。

(4) 特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進についての基本的方向

法律で分別解体等が義務付けられる対象建設工事（一定規模以上の建設工事、P24参照）については、特定建設資材廃棄物の再資源化等が確実に実施される必要がある。

また、対象建設工事のみならず対象建設工事以外の建設工事に伴って生じた特定建設資材廃棄物についても、再生資源として利用すること等を促進する必要があり、工事現場の状況等を勘案して、できる限り工事現場において特定建設資材に係る分別解

体等を実施し、これに伴って排出された特定建設資材廃棄物について再資源化等を実施することが望ましい。また、分別解体等が困難であるため混合された状態で排出された建設資材廃棄物についても、できる限り特定建設資材廃棄物を選別できる処理施設に搬出し、再資源化等を促進することが望ましい。

さらに、特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、その再資源化により得られた物の利用先を確保することが不可欠であることから、その需要の創出及び拡大に積極的に取り組む必要がある。

なお、これらの措置が円滑に行われるようにするためには、技術開発、関係者間の連携、必要な施設の整備等を推進することにより、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を低減することが重要である。

7 関係者の役割

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に当たって、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要である。

(1) 建設資材の製造者

建設資材の製造者は、端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使用される際の材質・品質等の表示、有害物質等を含む素材等分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が困難となる素材を使用しない等により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるように努める必要がある。

(2) 建築物等の設計者

建築物等の設計者は、端材の発生が抑制され、また、分別解体等の実施が容易となる設計、建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となる建設資材の選択など設計時における工夫により、建設資材廃棄物の排出の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が効果的に行われるように努めるほか、これらに要する費用の低減に努める必要がある。

なお、建設資材の選択に当たっては、有害物質等を含む建設資材等建設資材廃棄物の再資源化が困難となる建設資材を選択しないように努める必要がある。

(3) 建設工事の発注者

建設工事の発注者は、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を適正に負担しなければならない。

また、対象建設工事については、工事着手の7日前までに県知事¹に工事の届出(国の機関及び地方公共団体は通知)をしなければならない(自主施工者も同様)。さらに、対象建設工事に係る特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了した際には、元請業者からその旨の報告を受けることとなり、その報告内容から再資源化等が適正に行われなかったと認めるときには、県知事²に対してその旨を申告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

- 1) 建築主事を置く6市(新潟、長岡、上越、新発田、三条、柏崎市)に関しては当該市長に届出(通知)することとなる。
- 2) 新潟市に関しては、保健所設置市であり、新潟市長に申告することとなる。

(4) 建設工事の元請業者

建設工事の元請業者は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関し、中心的な役割を担っていることを認識し適正な実施に努めるほか、施工方法の工夫、適切な建設資材の選択、施工技術の開発等により建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。また、下請負人に対しては、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施について明確な指示及び処理の確認を行うよう努める必要がある。

さらに、対象建設工事については、発注者に対して請負契約締結前に分別解体等の計画等について書面を交付して説明しなければならない。また、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したときは、発注者に書面で報告しなければならない。

なお、解体工事業を営もうとする者(土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に係る建設業の許可を受けた者を除く)は、県知事の登録を受けなければならない。

(5) 建設工事の下請業者

建設工事の下請業者は、建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するほか、施工方法の工夫、適切な建設資材の選択、施工技術の開発等により建設資材廃棄物の発生の抑制並びに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の実施が容易となるよう努める必要がある。

なお、解体工事業を営もうとする者(土木工事業、建築工事業及びとび・土工工事業に係る建設業の許可を受けた者を除く)は、県知事の登録を受けなければならない。

(6) 建設資材廃棄物の処理を行う者

排出した建設資材廃棄物について自らその処理を行う事業者及び建設資材廃棄物を排出する事業者から委託を受けてその処理を行う者は、建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施しなければならない。

(7) 県

県は、国の施策と相まって、本県の実情に応じ分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を促進するような措置(調査、情報提供、普及・広報等)を講ずることとする。

(8) 市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

8 特定建設資材に係る分別解体等に関する建設工事の規模の基準

建設リサイクル法第9条4項

都道府県は、当該都道府県の区域のうちに、特定建設資材廃棄物の再資源化等をするための施設及び廃棄物の最終処分場における処分量の見込みその他の事情から判断して、前項の基準（政令で定める）によっては当該区域において生じる特定建設資材廃棄物をその再資源化等により減量することが十分でない認められる区域があるときは、当該区域について、条例で、同項の基準に代えて適用すべき建設工事の規模の基準を定めることができる。

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務対象となる建設工事の規模の基準について、本県では以下の理由により政令で定める基準を適用することとする。

(1) 政令による建設工事の規模の基準とその考え方

ア 建設工事の規模の基準

工事の種類	規模の基準
建築物解体	床面積 80㎡以上
建築物新築	床面積500㎡以上
建築物修繕・模様替（リフォーム等）	請負金額 1億円以上
その他の工作物に関する工事（土木工事等）	請負金額500万円以上

注1) その他の工作物に関する工事（土木工事等）で法律の義務付け対象となるのは、特定建設資材を用いた工事、及び特定建設資材廃棄物を排出する工事に限られる。なお、根株等は特定建設資材廃棄物ではない。

イ 建設工事の規模の基準についての国の考え方

分別解体等及び再資源化等の実施義務について、全ての建設工事について課すことは、例えば小屋等の小規模な建築物においては、得られる効果と分別解体等及び再資源化等に要するコストを比較して、発注者及び受注者に対する負担が大きすぎると考えられる。

したがって、義務の対象となる建設工事としては、一定量以上の建設資材廃棄物を発生させる建設工事を対象とすることが妥当であると考えられる。

なお、建設工事の規模を検討するに際し、工事の種類に応じて建設資材廃棄物の発生特性が異なるほか、建設リサイクル法を策定するに至った背景である建設廃棄物に関する不法投棄の多さを考慮し、まず建築物の解体工事について十分な量を捕捉できる規模とすることが必要と考えられる。その他の工事に関しては、これをもとにして基準を定めることとする。

工事の種類	政令で規模の基準を定める際に目安とした捕捉率等
建築物解体	建築資材廃棄物の約9割（これは床面積の約9割に相当）、建築物の棟数の約2/3
建築物新築	建築物解体と同量程度の廃棄物が発生する規模
建築物修繕・模様替（リフォーム等）	建築物解体と同量程度の廃棄物が発生する規模
その他工作物に関する工事（土木工事等）	公共工事を中心となることから 建築物解体工事を上回る率で捕捉する

注) 建築物解体と同量程度の廃棄物が発生する規模とは、床面積80m²の建築物解体工事からの廃棄物の発生量が40t同程度であることから40t程度の廃棄物が発生する工事の規模をいう。

(2) 本県の状況等

ア 建設工事の規模の基準と捕捉率

平成7年度建設副産物実態調査結果をもとに、本県の建設工事について政令で定める規模の基準に対する捕捉率を求めると表1-18のとおりとなり、国が政令で規模の基準を定める際に目安とした、建築物解体工事について約9割以上の捕捉率、土木工事については建築物解体工事を上回る捕捉率、という2点について本県においてもその条件を満足している。

表1-18 政令で定める建設工事の規模の基準に対する補足率

工事の種類	規模基準(政令)	区分	新潟県	全国平均	捕捉率の目安
建築物解体工事	80㎡	床面積	89.5%	91.3%	約9割
		棟数	59.6%	64.8%	約2/3
土木工事	500万円	アスファルト・コンクリート塊	95.9%	96.3%	建築物の解体工事を上回る
		コンクリート塊	95.7%	96.7%	
		木材	93.6%	98.3%	
		廃棄物計	95.7%	96.6%	

資料) 国が建築統計年報、建設副産物実態調査をもとに取りまとめたもの

イ 建設工事の規模の基準に関する本県の考え方

アに示したとおり、国が政令の規模の基準を定める際の目安とした条件を本県では満足している。また、本県の特定建設資材廃棄物の排出量は、今後もほぼ現在の水準で推移すると考えられる(P16参照)。加えて、本県の最終処分場の残余年数は全国平均を3倍以上上回っている(P20参照)。

このような状況の中では、政令の基準を上回る基準¹を定めるだけの公益上の必要性は少ないと考えられる。したがって、政令で定める基準を適用することが適当としたものである。

1) 政令の基準を上回る基準とは、例えば、建築物解体工事について法律の義務付け対象を政令で80㎡以上としているところを、小規模な建築物まで対象を広げて70㎡以上とするような基準。

9 指定建設資材廃棄物(建設発生木材)の再資源化に関する距離の基準

建設リサイクル法第17条

都道府県は、当該都道府県の区域における対象建設工事の施工に伴って生じる生じる特定建設資材廃棄物の発生量の見込み及び廃棄物の最終処分場における処分量の見込みその他の事業を考慮して、当該都道府県の区域において生じる特定建設資材廃棄物の再資源化による減量を図るため必要と認めるときは、条例で前条の距離に関する基準(省令で定める)に代えて適用すべき距離に関する基準を定めることができる。

指定建設資材廃棄物(建設発生木材)¹の再資源化に関する距離の基準について、本県では以下の理由により省令で定める基準を適用することとする。

1) 特定建設資材廃棄物3品目のうち建設発生木材を、政令により指定建設資材廃棄物として定めている。

(1) 省令による再資源化に関する距離の基準

ア 再資源化に関する距離の基準

建設発生木材について、再資源化を義務付ける距離¹の基準を50kmとする。なお、50kmを超える場合には、再資源化に代えて縮減（焼却）を行えば足りることとする。

1) 工事現場から最も近い再資源化施設までの距離

イ 再資源化に関する距離の基準についての国の考え方

分別解体等の実施により生じた特定建設資材廃棄物については、その全量が再資源化されることが基本であるが、廃棄物の処理を他人に委託する場合、一部地域では特定建設資源廃棄物の再資源化施設の整備が必ずしも十分でなく、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物の全てについて再資源化を義務付けると、再資源化施設までの運搬費用が著しく高くなることが予想される。

建設リサイクル法は、再資源化等が技術的にも経済的にも可能な建設廃棄物について再資源化の実施を義務付けようとするものであり、運搬費等を全く考慮せずに義務付けを行うことは法の趣旨と相容れないものである。このため、工事現場から一定距離内に再資源化施設がない場合には、次善の方法として縮減を行うことで足りるとするものである。

このような考え方のもと、距離の基準を次の2つの理由により50kmとした。

運搬距離が50kmを超えると、運搬に要する費用が急激に増加する。

すべての都道府県で建設発生木材の平均運搬距離が50kmを下回っている。

(2) 本県の状況等

ア 建設発生木材の平均運搬距離

本県の建設発生木材の平均運搬距離（発生現場から処理施設まで）は、平成7年度の建設副産物実態調査結果では16.7kmと全国平均（25.4km）より短くなっている。

イ 距離の基準に関する本県の考え方

本県の木材再資源化施設は、平成7年度の2箇所から平成12年度16箇所と増加している。また、本県の特定建設資材廃棄物の排出量は、今後もほぼ現在の水準で推移すると考えられる（P16参照）。加えて、本県の最終処分場の残余年数は全国平均を3倍以上上回っている（P20参照）。

このような状況の中では、省令で定める基準を上回る基準¹を定めるだけの公益上の必要性は少ないと考えられる。したがって、省令で定める基準を適用することが適当としたものである。

1) 省令で定める基準を上回る基準とは、省令で定めた距離の基準50kmより厳しくして、例えば60kmとするような基準。

第2 建設資材廃棄物の排出を抑制するための方策

1 建設資材廃棄物の排出抑制の必要性

建設資材廃棄物は、産業廃棄物に占める割合が高い一方で、減量することが困難なものが多い。このため、限られた資源を有効に活用する観点から、最終処分量を減らすとともに、排出を抑制することが特に重要である。

2 関係者の役割

建設資材廃棄物の排出の抑制に当たっては、建築物等に係る建設工事の計画・設計段階からの取組を行うとともに、関係者は、適切な役割分担の下でそれぞれが連携しつつ積極的に参加することが必要である。

(1) 建築物等の所有者

建築物等の所有者は、自ら所有する建築物等について適切な維持管理及び修繕を行い、建築物等の長期的使用に努める必要がある。

(2) 建設資材の製造者

建設資材の製造者は、工場等における建設資材のプレカット等の実施、建設資材の耐久性の向上並びに修繕が可能なものについてはその修繕の実施及びそのための体制の整備に努める必要がある。

(3) 建築物等の設計者

建築物等の設計者は、建築物等の用途、構造等に関して建設工事を発注しようとするものの者の要求に対応しつつ、構造躯体等の耐久性の向上を図るとともに、維持管理及び修繕を容易にするなど、その長期的使用に資する設計に努めるとともに、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努める必要がある。

(4) 建設工事の発注者

建設工事の発注者は、建築物等の用途、構造その他の建築物等に要求される性能に応じ、技術的及び経済的に可能な範囲で、建築物等の長期的使用に配慮した発注に努めるほか、建設工事に使用された建設資材の再使用に配慮するように努める必要がある。

(5) 建設工事の施工者

建設工事の施工者は、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努めるほか、将来の再使用を考えた施工方法の採用に努める必要がある。また、使用済コンクリート型枠の再使用に努めるほか、建築物等の長期的使用に資する施工技術の開発及び維持修繕体制の整備に努める必要がある。

(6) 県

県は、自ら建設工事の発注者となる場合においては、建設資材廃棄物の排出の抑制に率先して取り組むこととする。

(7) 市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

第3 特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するための方策

1 特定建設資材廃棄物の再資源化等の目標

本県における特定建設資材廃棄物の再資源化等の目標は、今後10年を目途に重点的に特定建設資材廃棄物の再資源化等に取り組むこととし、平成22年度における再資源化等率は表2-1に掲げる率（国の基本方針と同じ）とする。

この目標について、コンクリート塊とアスファルト・コンクリート塊は既に目標を満足している状況となっているが、今後これらを再資源化して得られた物の利用が減少することも考えられることから、現在の高水準を維持するための目標と捉えている。

また、建設発生木材に関しては縮減（焼却）を含んだ目標である。

表2-1 平成22年度における再資源化等率の目標（新潟県）

コンクリート塊	95%
建設発生木材	95%
アスファルト・コンクリート塊	95%

注1）再資源化等とは、再資源化及び縮減（焼却等）をいう。

注2）再資源化等率とは、工事現場から排出された建設廃棄物の重量に対する再資源化等されたものの重量の百分率。

2 特定建設資材廃棄物の再資源化等の具体的方策

特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標を達成するためには、必要な再資源化施設の確保、再資源化を促進するために必要となるコスト削減等に資する技術開発及び再資源化により得られた物の利用の促進が必要となる。

（1）コンクリート塊

コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生クラッシャーランとして、道路、港湾、空港、駐車場及び建築物等の敷地内の舗装（以下「道路等の舗装」という。）の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材等に利用することを促進する。

また、コンクリート塊の再資源化施設については、新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼働を推進するための措置を講ずるよう努める必要がある。

（2）建設発生木材

建設発生木材については、チップ化し、木質ボード、堆肥等の原材料として利用することを促進する。これらの利用が技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には燃料として利用することを促進する。

なお、建設発生木材の再資源化を更に促進するためには、再生木質ボード（建設発生木材を破碎したものをを用いて製造した木質ボードをいう。）、再生マルチング材（雑草防止材及び植物の生育を保護・促進する材料等として建設発生木材を再資源化

したもの。)等について、更なる技術開発及び用途開発を行う必要がある。

また、このような技術開発等の動向を踏まえつつ、建設発生木材については、建設発生木材の再資源化施設等の必要な施設の整備について必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

(3) アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物及び表層基層用再生加熱アスファルト混合物(以下「再生加熱アスファルト混合物」という。)として、道路等の舗装の基層用材料又は表層用材料に利用することを促進する。また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材、建築物等の埋め戻し材又は基礎材等に利用することを促進する。

加えて、アスファルト・コンクリート塊に係る再資源化施設については、新たな施設整備と併せて既存施設の効率的な稼働を推進するための措置を講ずるよう努める必要がある。

3 その他の建設資材廃棄物の再資源化等の具体的方策

特定建設資材以外の建設資材についても、それが廃棄物となった場合に再資源化等が可能なものについてはできる限り分別解体等を実施し、その再資源化等を実施することが望ましい。

また、その再資源化等についての経済性の面における制約が小さくなるよう、分別解体等の実施、技術開発の推進、収集運搬方法の検討、効率的な収集運搬の実施、必要な施設の整備等について関係者による積極的な取組が行われることが必要である。

(1) 廃プラスチック

廃プラスチック(プラスチック製品が廃棄物となったもの)の再資源化については、経済性の面における制約が小さくなるよう、関係者による積極的な取組が行われることが重要である。

廃プラスチックのうち、塩化ビニル管・継手等については、これらの製造に携わる者によるリサイクルの取組が行われ始めているため、関係者はできる限りこの取組に協力するよう努める必要がある。

(2) 廃石膏ボード

廃石膏ボード(石膏ボードが廃棄物となったものをいう。)の再資源化については、経済性の面における制約が小さくなるよう、関係者による積極的な取組が行われることが重要である。

また、石膏ボードの製造に携わる者により新築工事の工事現場から排出される廃石膏ボードの収集、運搬及び再利用に向けた取組が行われているため、関係者はできる限りこの取組に協力するよう努める必要がある。

4 建設資材廃棄物の適正処理の具体的方策

再資源化等が困難な建設資材を最終処分する場合は、廃棄物処理法に基づき適正に処理する必要があるが、安定型処分品目¹については管理型処分品目²の廃棄物が混入しないよう分別した上で安定型最終処分場で処分し、管理型最終処分場で処分する量を減らすよう努める必要がある。

1) 安定型処分品目：環境に影響を及ぼすおそれの少ない産業廃棄物をいい、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず並びにがれき類の5品目。

2) 管理型処分品目：環境に影響を及ぼすおそれのある産業廃棄物をいい、安定型処分品目以外の産業廃棄物。

(1) 建設混合廃棄物

建設混合廃棄物は、一般に数種類の廃棄物、特に安定型処分品目と管理型処分品目が混合したものをいうが、原則として選別施設で選別し、再資源化又は縮減を図るとともに、適正な埋立処分を行うよう努めることが必要である。

また、管理型最終処分場の状況を勘案して、選別施設の整備について必要な措置を講ずるよう努める必要がある。

(2) 有害物質

ア フロン類及び非飛散性アスベスト等

建設資材廃棄物の処理等の過程において、フロン類及び非飛散性アスベスト等の取り扱いには十分注意し、可能な限り大気中への拡散又は飛散を防止するよう努める必要がある。

イ C C A 処理木材

防腐・防蟻のために木材にC C A（クロム、銅及びヒ素化合物系木材防腐材をいう。以下同じ。）を注入した部分（以下「C C A 処理木材」という。）については、不適正な焼却を行った場合にヒ素を含む有毒ガスが発生するほか、焼却灰に有害物である六価クロム及びヒ素が含まれることとなる。このため、C C A 処理木材については、それ以外の部分と分離・分別し、それが困難な場合には、C C A が注入されている可能性のある部分を含めてこれをすべてC C A 処理木材として焼却又は埋立を適正に行う必要がある。また、この施設の整備等について関係者による取組が行われることが必要である。

ウ P C B（ポリ塩化ビフェニル）

P C B（ポリ塩化ビフェニル）を含有する電気機器等については、これらを建築物等の内部に残置しないようにする必要があるため、建築物等の解体に先立ちこれらを撤去し、廃棄物処理法及びポリ塩化ビフェニルの適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）に従って適切に措置しなければならない。

第4 特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用を促進するための方策

1 基本的な考え方

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、その再資源化により得られた物を積極的に利用していくことが不可欠であることから、関係者の連携の下で、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物に係る需要の創出及び拡大に積極的に取り組む必要がある。

その際、各関係者は、県内で発生する特定建設資材廃棄物が県内で適正に再資源化され、それにより得られたものが県内で積極的に利用されるよう配慮する必要がある。

また、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用に当たっては、必要な品質が確保されていること並びに環境に対する安全性及び自然環境の保全に配慮することが重要である。

2 関係者の役割

(1) 建設資材の製造者

建設資材の製造者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られたものをできる限り多く含む建設資材の開発及び製造に努める必要がある。

(2) 建築物等の設計者

建築物等の設計者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用した設計に努める必要がある。また、このような建設資材の利用について、発注しようとする者の理解を得るように努める必要がある。

(3) 建設工事の発注者

建設工事の発注者は、建設工事の発注に当たり、建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り選択するように努める必要がある。

(4) 建設工事の施工者

建設工事の施工者は建設資材廃棄物の再資源化により得られた建設資材をできる限り利用するように努める必要がある。また、これを利用することについての発注者の理解を得るように努める必要がある。

(5) 建設資材廃棄物の処理を行う者

建設資材廃棄物の処理を行う者は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の品質の安定及び安全性の確保に努める必要がある。

(6) 県

県は、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のために必要となる調査、研究開発、情報提供並びに普及啓発に努めるほか、建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用するように努めることとする。

また、県内で発生した特定建設資材廃棄物を原材料として県内で再資源化されたものを積極的に利用するように努めることとする。

(7) 市町村

市町村は、国及び県の施策と相まって、必要な措置を講ずるように努める必要がある。

3 公共事業での率先利用

県事業においては、「再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法第48号。以下「リサイクル法」という）」及び「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「グリーン購入法」という。）」並びに新潟県グリーン購入調達方針（平成13年12月）の趣旨を踏まえ、民間の具体的な取組の先導的役割を担うことが重要であることから、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物を率先して利用することとする。具体的には下記の取組を行うこととする。

なお、県事業以外の公共事業においても、県事業における特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進のための方策に準じた取組を行う必要がある。

(1) 再生骨材

土木構造物の裏込め材及び基礎材、道路等の舗装の路盤材又は建築物等の埋め戻し材及び基礎材等の調達に当たっては、リサイクル法に基づく建設省通知（平成3年12月13日建設省技調発第267号）に従い、当該現場から40kmの範囲内でコンクリート塊又はアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生骨材等が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とする。

(2) 再生加熱アスファルト混合物

道路等の舗装の基層用材料、表層用材料の調達に当たっては、リサイクル法に基づく建設省通知（平成3年12月13日建設省技調発第267号）に従い、当該現場から40km及び運搬時間1.5時間の範囲内でアスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生加熱アスファルト混合物が入手できる場合は、利用される用途に要求される品質等を考慮した上で、経済性にかかわらずこれを利用することを原則とする。

(3) 再生木質ボード

建築物の壁材等については、利用される用途に要求される品質等を考慮して、再生木質ボードの利用促進に努めることとする。

また、コンクリート型枠材についても、国等が実施しているモデル工事等の結果を踏まえて利用が可能と認められた場合は、再生木質ボードを使用したコンクリート型枠の利用促進に努めることとする。

(4) 再生木質マルチング材等

法面の緑化材、法面の浸食防止材、雑草防止材等については、利用される用途に要求される品質等を考慮して、再生木質マルチング材等の利用を促進することとし、モデル工事等を通じて施工性・経済性等適用性の検討を行い、これを踏まえ利用量の増大に努めることとする。

第5 知識の普及及び費用の適正な負担

1 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等並びに特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の意義に関する知識の普及

(1) 意義

特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の促進は、特定建設資材廃棄物の排出の抑制、再資源化により得られた熱の利用の促進等と相まって、資源エネルギー投入量の削減、廃棄物の減量、環境に影響を及ぼすおそれのある物質の環境への排出の抑制等を通じて、環境への負荷の少ない循環型社会経済システムを構築していくという意義を有する。

(2) 意義に関する知識の普及

特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化等、特定建設資材廃棄物の再資源化により得られた物の利用の推進のためには、広範な県民の協力が必要であることにかんがみ、県及び市町村は、環境の保全に資するものとしてのこれらの意義に関する知識について、広く県民への普及及び啓発を図ることとする。

具体的には、環境教育、環境学習、広報活動等を通じて、これらが環境の保全に資することについての県民の理解を深めるとともに、環境の保全に留意しつつ、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等が行われるよう関係者の協力を求めることとする。

特に、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施義務を負う者が当該義務を確実に履行することが重要であることから、その知識をこれらの者に対して普及させるため、必要に応じて講習の実施、資料の提供その他の措置を講じることとする。

2 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の負担

特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施するためには、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が、発注者及び受注者間で適正に負担されることが必要である。

(1) 発注者の適正な費用の負担と受注者による十分な説明

発注者は、自らに分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用の適正な負担に関する責務があることを明確に認識し、当該費用を適正に負担する必要がある。

また、受注者は自らが分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等を適正に行うことができる費用を請負代金の額として受け取ることができるよう、分別解体等の実施を含む建設工事の内容を発注者に十分に説明する必要がある。

(2) 受注者間（元請・下請）の適正な費用の負担

対象建設工事の受注者間（元請・下請）においても、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用が適正に負担されることが必要である。

(3) 県及び市町村の役割

県及び市町村は、分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を建設工事の請負代金の額に反映させることが分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等の促進に直結する重要事項であることを県民に対し積極的に周知し、当該費用の適正な負担の実現に向けてその理解と協力を得るよう努めることとする。

用語の解説

【あ行】

アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊とは、特定建設資材廃棄物 3 品目の 1 つでアスファルト・コンクリートが廃棄物となったものをいう。

安定型最終処分場

安定型最終処分場とは、廃棄物の飛散及び流出を防止する構造を有する処分場をいい、性質が安定しており生活環境上の支障を及ぼすおそれが少ないと考えられる産業廃棄物（廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）、陶磁器くず、がれき類）を埋立処分する施設。

一般廃棄物

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外の廃棄物をいい、具体的には日常生活に伴って排出されるごみやし尿をいう。

【か行】

解体工事業

解体工事業とは、建設業のうち建築物等を除去するための解体工事を請け負う営業をいう。なお、建築物等の除去を伴わない電気工事、設備工事、維持修繕工事、舗装工事等の工事を行う事業は含まれない。

管理型最終処分場

管理型最終処分場とは、河川等の公共用水域及び地下水の汚染を防止するための構造及び設備を備えた処分場をいい、環境に影響を及ぼすおそれがあると考えられる廃棄物を埋立処分する施設。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

国等による環境物品等の調達の推進、情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的とした法律。平成 12 年 5 月 31 日公布。

建設業

建設業とは、建設工事を請け負う営業（その請け負った建設工事を他の者に請け負わせて営むものを含む。）をいい、元請・下請を問わず、建設工事を請け負う営業であれば、建設業に該当する。

建設資材

建設資材とは、道路・河川・港湾・鉄道・上下水道等の土木工作物や住宅・ビル等の建築物に関する工事を行う場合に使用する資材をいい、具体的には、コンクリート、アスファルト、木材、金属、プラスチック等である。

建設資材に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律。平成 12 年 5 月 31 日公布。

建設資材廃棄物

建設資材廃棄物とは、建設資材が廃棄物になったものをいう。ここで廃棄物とは、廃棄物処理法第 2 条第 1 項に規定する廃棄物をいい、一般廃棄物と産業廃棄物の両者を含む概念である。

建設発生木材

建設発生木材とは、特定建設資材廃棄物 3 品目の 1 つで、木材が建設資材廃棄物となったものをいう。なお、建設工事に伴い発生する根株・伐採木は建設発生木材には該当しない。（ただし本指針において、排出量の現状及び将来予測値は根株等を含んでいる。）

コンクリート塊

コンクリート塊とは、特定建設資材廃棄物 3 品目の 1 つで、コンクリート（鉄筋コンクリートを含む）が解体され廃棄物となったものをいう。

【さ行】

再資源化

建設資材廃棄物について再資源化とは、次の 又は に掲げる行為をいう。

資材又は原材料として利用すること（建設資材廃棄物をそのまま用いることを除く。）ができる状態にする行為。

熱を得ることに利用することができる状態にする行為。この場合の熱を得ることに利用とは、用途・形態を問わず建設資材廃棄物を燃焼させることにより熱エネルギーを得ることであり、得られた熱エネルギーを熱として直接利用すること（例えば、温水利用等）も、熱エネルギーを用いて発電を行いその電力を使用・販売することも利用に含まれる。

再資源化等

再資源化等とは、再資源化及び縮減（焼却等）をいう。

再生資源の利用の促進に関する法律（リサイクル法）

資源の有効な利用の確保を図るとともに、廃棄物の発生の抑制及び環境の保全に資するため、再生資源の利用に関する措置を講ずることとし、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とした法律。平成3年4月26日公布。平成12年6月7日「資源の有効な利用の促進に関する法律」に名称変更された。

産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動に伴って排出された廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したものの20種類をいう。

ただし、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、がれき類、動物のふん尿、動物の死体及びばいじんについては、排出元や業種が限定されている。

下請契約・下請負人

下請契約とは、建設工事を他の者から請け負った建設業を営む者と他の建設業を営む者との間で当該建設工事の全部又は一部について締結される請負契約をいう。また、下請負人とは、下請契約における請負人をいう。

ここで建設業を営む者とは、建設業法の許可を受けた建設業者に限られるものではなく、建設業許可の対象外である軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者を含む概念である。

指定建設資材廃棄物

指定建設資材廃棄物とは、特定建設資材廃棄物のうち、再資源化施設の立地状況に地域偏在がみられ、これが原因で再資源化施設への運搬コストが過大となる場合が生じる廃棄物として政令で定めたものをいい、建設発生木材がこれに該当する。

縮減

縮減とは、建設廃棄物の大きさ、体積を減少させる行為であり、その方法としては焼却、脱水、圧縮、乾燥等（廃棄物処理法上の処理行為として、処理基準に従った行為）がある。なお、木材は焼却によりその体積の約98%を減ずることが可能である。

【た行】

特定建設資材廃棄物

特定建設資材廃棄物とは、特定建設資材が廃棄物となったものをいい、コンクリート塊、建設発生木材、アスファルト・コンクリート塊がこれに該当する。

特定建設資材

特定建設資材とは、

再資源化が、資源の有効な利用及び廃棄物の減量に大きく寄与するものであること。

再資源化をすることの経済的コストが多大になり、かえって全体としては資源の有効利用につながらないようなものでないこと。

等の条件に該当する建設資材で法律・及び政令で定めるものをいい、コンクリート、コンクリート及び鉄からなる資材、木材、アスファルト・コンクリートの4品目がこれに該当する。

【は行】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃棄物処理法)

廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした法律。昭和45年12月25日公布。

発注者

発注者とは、建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。

分別解体等

分別解体等とは、

建築物等の解体工事を施工する場合には、建築物等に用いられた建設資材に係る建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を計画的に施工する行為をいう。

建築物等の新築その他の解体工事以外の建設工事を施工する場合には、当該工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物をその種類ごとに分別しつつ当該工事を施工する行為をいう。なお、工事に伴い副次的に生じる建設資材廃棄物としては、木材である端材や型枠、使用されなかったコンクリート等が考えられる。

【ま行】

元請業者

元請業者とは、建設工事の受注者のうち、発注者から直接工事を請け負った建設業を営む者をいう。

本指針に関する問い合わせ先
新潟県土木部技術管理課
TEL 025-285-5511 (内線 3425)